

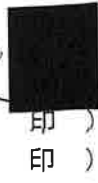


令和8年 2月 13日

紹介議員

- (氏名
- (氏名
- (氏名

大森和夫



「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願

請願者代表者

住所

東茨城郡茨城町

団体名

茨城県労働組合総連合

代表者名

電話番号

牛久市議会議長

小松崎 伸 様

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願

[請願の趣旨]

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展にご尽力されていることに敬意を表します。私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、最低賃金の大幅引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の改善等をめざして活動しています。

昨年10月12日から、茨城県の最低賃金は69円引き上がり1,074円になりました。昨年の国の目安はA・Bランク63円、Cランク64円でしたが、茨城県を初め全国で8割に当たる39道府県が国の目安を超えた引き上げを行い、全国加重平均が1,121円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦が全く改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためにも、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、①欧米に比べて最低賃金額が低すぎる、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出して人手不足が深刻化する、③国の支援が不十分で中小企業支援がほとんど進まず、中小企業が賃上げできない、の3つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県の非正規労働者は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流出は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になりました。月150時間で計算すると時給が男性1687円、女性1674円になります。最低生計費試算調査は、その後多くの県で取り組まれ、最低生計費は物価高の中で1700円、1800円を超えています。調査結果からは最低賃金を全国一律1700円以上、2000円をめざす必要があるということが明らかになっています。私たちは、最低賃金は労働者の生計費を基準に引き上げるべきだと考えています。

以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。なお、2021年は土浦市議会、2022年は結城市議会、かすみがうら市議会、2023年は筑西市議会、城里町議会、2024年はつくば市議会、龍ヶ崎市議会、桜川市議会、北茨城市議会、2025年度は常総市議会、取手市議会（一部採択）で茨城労連の最低賃金の引き上げを求める請願が採択されています。

[請願項目]

- 1 政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和8年10月に1500円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1700円をめざすこと。

以上。

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

現在、非正規雇用労働者は 2000 万人を超え、全労働者の 4 割を超えています。非正規労働者は労使交渉ではなく、最低賃金の引き上げによってしか賃金は上がりません。非正規労働者の 7 割近くを女性労働者が占め、男女間の賃金格差の大きな原因になっています。非正規労働者の多くはフルタイムで働いても年収 200 万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年 10 月 12 日から、茨城県の最低賃金は 69 円引き上がり 1,074 円になりましたが、茨城県を初め全国で 8 割に当たる 39 道府県が国の目安を超えた引き上げを行い、全国加重平均が 1,121 円になりました。しかし、物価高の中で、県民生活は困難を極め、非正規労働者の多数を占める女性の生活苦や自殺が全く改善されていません。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅引き上げが欠かせません。

日本の最低賃金制度の問題点は、①欧米に比べて最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③国の支援が不十分で中小企業支援が進まず中小企業が賃上げできない、の 3 つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流出は、県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足を深刻にしています。

そこで、国においては、最低賃金法の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担えるように最低賃金を 1500 円以上に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の事業主負担の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを国の責任で確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[請願項目]

- 1 政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。
- 3 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和 8 年 10 月に 1,500 円以上に引き上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ 1,700 円をめざすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 8 年 月 日

牛久市議会議長 小松崎 伸

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
中央最低賃金審議会会長 宛
茨城地方最低賃金審議会会長 宛